

「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて」の改正及び「新規化学物質の判定及び監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」の一部改正案に対する意見公募の結果について

令和 8 年 4 月 24 日
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室

令和 8 年 2 月 19 日付けで「既に得られているその組成、性状等に関する知見」としての取扱いについて」の改正及び「新規化学物質の判定及び監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準」の一部改正案に対する意見公募を行ったところ、以下のとおり御意見を頂きました。

頂いた御意見並びに御意見に対する厚生労働省、経済産業省及び環境省の考え方を別紙に取りまとめましたので公表します。

今回御意見をお寄せいただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

1. 意見公募の実施方法

- (1) 意見募集期間：令和 8 年 2 月 19 日（木）～令和 8 年 3 月 20 日（金）
- (2) 資料入手方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、厚生労働省、経済産業省及び環境省のホームページ、窓口配布
- (3) 意見提出方法：e-Govの意見提出フォーム、電子メール又は郵送

2. 御意見等の総数

5 件

3. 問合せ先

- 厚生労働省医薬局医薬品審査管理課化学物質安全対策室
TEL：03-5253-1111（内線2428）
- 経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課化学物質安全室
TEL：03-3501-1511（内線 3701）
- 環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課化学物質審査室
TEL：03-5521-8253